

別添

規則等の名称	徳島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (平成23年徳島県規則第42号)
根拠法令	・独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)
趣旨	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく都道府県及び貸付の相手方に対する資金の貸付けの利率が改められたことに鑑み、所要の改正を行った。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業高度化資金貸付対象事業のうち小規模事業者貸付等の貸付けの利率を改めることとした。 ○ その他所要の改正を行うこととした。
施行日	平成23年7月15日
県民意見等を募集しなかった理由	独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸し付けに関する準則(平成16年7月29日規定16第30号)」等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。
その他参考事項	